

## 探偵業の業務の適正化に関する法律の附則に基づく検討結果について（概要）

### 1 趣旨

「探偵業の業務の適正化に関する法律」(平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。)附則第3条に基づき、探偵業法の施行状況、探偵業者の業務の実態等を勘案して検討を加えるもの。

### 2 探偵業法の概要

探偵業法は、探偵業について、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することを目的に、以下のような規制を行うものである。

- ・ 探偵業務の定義を定め、探偵業を営もうとする者について、都道府県公安委員会への届出制とするとともに、暴力団員等一定の欠格事由に該当する者が探偵業を営むことを禁止
- ・ 探偵業務の実施の原則（個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならないこと等）、重要事項の説明等契約における義務、秘密の保持等について規定
- ・ 都道府県公安委員会の探偵業者に対する監督（立入検査、行政処分）の規定を定めるとともに、罰則等所要の規定を整備

### 3 検討結果

探偵業法制定時の立法府における議論を参考に、この3点を中心に検討を行った。

#### (1) 不適格者の排除について

探偵業を事前審査制とすることについて

現在の届出制を許認可制や資格制として、直ちに規制を強化しなければならない状況にあるとはいえない。

暴力団関係者の排除（準構成員を欠格事由とする、従業員からの暴力団排除規定を整備するなど）について

現時点で早急に見直しを行わなければならない実態があるとはいえない。引き続き業界の自主的な暴排活動を支援する。

#### (2) 探偵業務の適正化について

消費者保護の強化について

重要事項の説明義務等を引き続き徹底していくとともに、悪質な探偵業者を事前に知ることができるよう、処分を受けた業者を公表することを検討する。

探偵業者の資質の向上について

探偵業務の実施の原則や教育義務について、実効的な運用がなされるよう解釈運用の基準を明確化する。

#### (3) 広告宣伝に関する規制について

早急に規制を設ける必要があるとは考えられないが、業界の自主規制を支援するとともに、法令に抵触する行為を誘発するおそれのある内容については、指導を行っていく。